

入札保証金説明書

1 入札保証金の額

入札保証金額は、見積入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。

入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。

また、入札書の提出までに、入札保証金免除の証明書の提出又は納入済みであることを証する書類を提示しなければなりません。

2 入札保証金の還付

入札保証金は、入札終了後に還付します。

ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の金額又は一部に充当します。

3 入札保証金の免除

次の各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付が免除されます。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去 2 箇年間の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合

3 現金で納付する場合

納付方法

- (1) 入札保証金納付書発行依頼書（様式第 7 号）に必要事項を記入し、沖縄県宮古事務所総務課総務振興班に提出してください。

提出期限：令和 7 年 7 月 2 日（水）午後 5 時

- (2) 入札保証金納付書発行依頼書に基づいて納付書を発行しますので、銀行窓口において納付してください。

納付期限：令和 7 年 7 月 9 日（水）

- (3) 入札保証金の納付を確認するため、領収書の写しを沖縄県宮古事務所総務課総務振興班に提出してください。

提出期限：令和 7 年 7 月 10（木）午後 5 時

還付方法：入札終了から約 20 日後に入札保証金払戻請求書（様式第 8 号）により登録した口座に振り込みます。（落札業者を除く）

4 入札保証金の免除

保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を下記期限までに提出した場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。

提出期限：令和 7 年 7 月 2 日（水）午後 5 時

5 その他

上記の各種手続に関する受付時間は、特に指定されていない限り、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとします。